

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

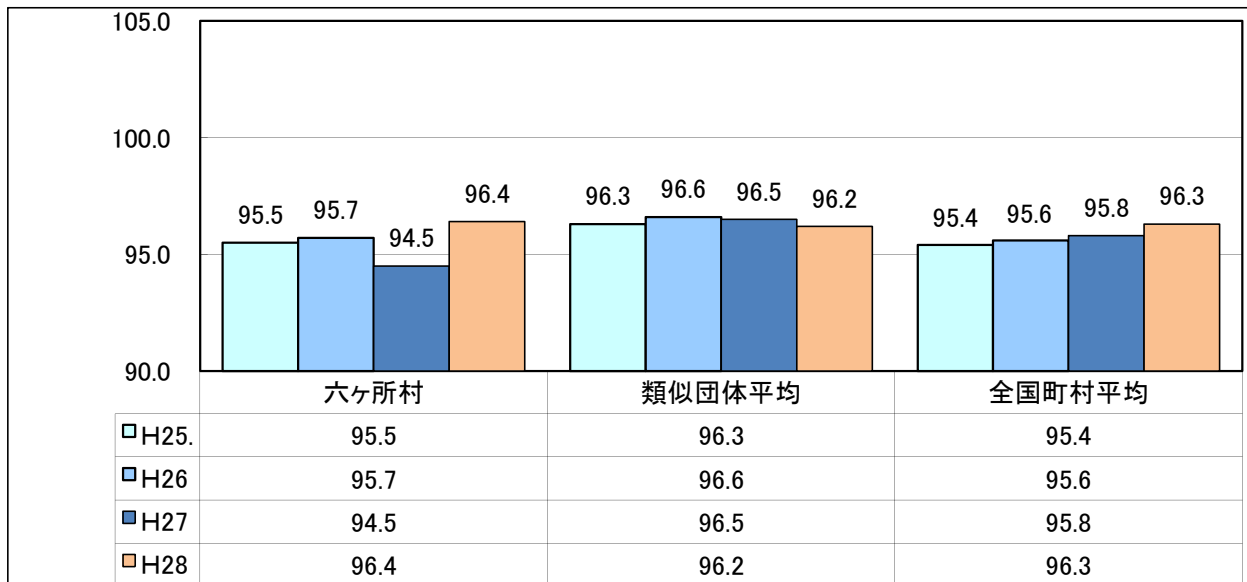
区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 10,636	千円 14,656,367	千円 200,848	千円 1,810,713	% 12.4	% 11.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 197	千円 860,852	千円 114,413	千円 242,185	千円 1,217,450	千円 6,180	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

六ヶ所村では人事院委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。初任層については号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。

激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	39.7 歳	288,800 円	343,139 円	316,554 円
青森県	43.4 歳	326,100 円	391,807 円	357,621 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	304,130 円	348,704 円	326,685 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	57.5 歳	6	343,800 円	385,900 円	354,059 円
うち用務員	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳	1	— 円	— 円	— 円
うち運転手	— 歳	2	— 円	— 円	— 円
うちその他	— 歳	2	— 円	— 円	— 円
青森県	49.3 歳	357	301,800 円	336,973 円	324,644 円
国	50.4 歳	2,876	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	51.2 歳	6	289,076 円	305,697 円	296,962 円

区分	民間			参考			
	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち用務員	用務員	55.2 歳	199,900 円	—	— 円	— 円	—
うち運転手	自家用自動車運転手	55.0 歳	195,600 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24年～平成26年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い。以下同じ。)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	51.1 歳	496,997 円	—	836,386 円
類似団体	49.6 歳	527,167 円	1,176,631 円	830,756 円

④看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	38.9 歳	300,900 円	343,675 円	326,308 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	46.9 歳	314,264 円	—	346,820 円
類似団体	41.9 歳	292,347 円	327,267 円	301,050 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	32.1 歳	271,400 円	296,163 円	—
青森県	46.9 歳	385,100 円	426,616 円	—
類似団体	39.7 歳	285,473 円	305,576 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		村	青森県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	142,000 円	— 円
	中学卒	130,200 円	130,200 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	197,900 円	197,900 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,400 円	368,800 円	380,500 円	391,400 円
	高校卒	207,700 円	309,700 円	364,000 円	365,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	299,100 円	340,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

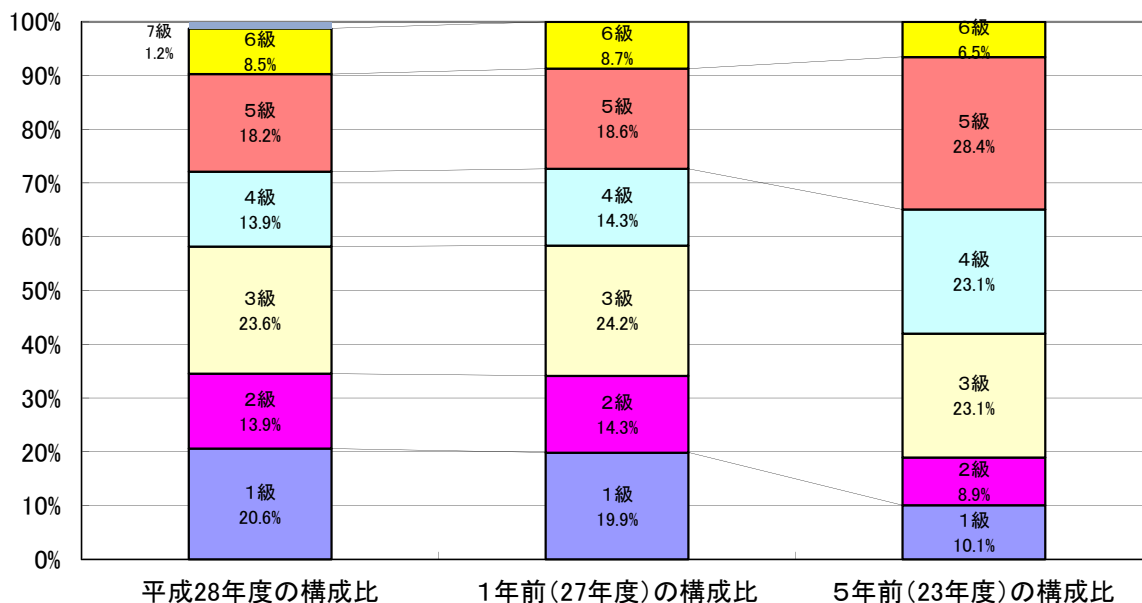
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	34人	20.6%	140,100円	246,100円
2 級	主事	23人	13.9%	190,200円	303,000円
3 級	主査	39人	23.6%	226,400円	348,800円
4 級	主幹	23人	13.9%	259,900円	383,000円
5 級	総括主幹	30人	18.2%	286,200円	391,800円
6 級	課長	14人	8.5%	317,000円	409,000円
7 級	課長	2人	1.2%	361,300円	443,700円

(注)1 村の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)

1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

2 平成28年度から7級制を導入している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	六ヶ所村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、会の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,318 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,581 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	六ヶ所村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、会の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

六ヶ所村			国		
・基本額 (支給率)	自己都合	応募認定・定年	・基本額 (支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
・調整額	職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)		・調整額	職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~95,400円)	
・その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		・その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	18,545 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		8,470 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		941,194 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		1.26 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に従事したとき	—	月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等でその業務に従事したとき		受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したとき		医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に従事したとき		1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事したとき		月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に勤務する教諭及び助教諭	非常災害緊急補導手当	290	1日7,500円～16,000円
		修学旅行等引率手当		1日4,250円
		部活指導手当		1日3,000円
		多学年学級担当手当		1日290円～350円
		教育業務連絡指導手当		1日200円
		特別支援教育手当		月額12,600円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止した。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	61,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	253 千円
支給実績(26年度決算)	57,069 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	233 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給されます。 ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算	同		17,538 千円	197,051 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ……2,000円～46,000円	異	自家用車利用の場合 31,600円限度	27,037 千円	123,458 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同		10,006 千円	227,400 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		12,414 千円	58,283 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:60,000円～28,000円	異	支給額が異なる	30,143 千円	418,654 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給されます。 1回につき3,000円～6,000円	同		—	— 円

宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。 1日勤務の場合 一般 4,200円 医師 20,000円 看護師 4,400円	同	630 千円	6,495 円
教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給されます。月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給		325 千円	40,650 円

(注) 公営企業等を除く。

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設した。

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	782,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 村 長	630,000 円	846,000 円/	534,800 円
	議 長	291,000 円	680,000 円/	509,200 円
	副 議 長	259,000 円	354,000 円/	243,000 円
	議 員	252,000 円	306,000 円/	192,000 円
報 酬	議 員	() 円	288,000 円/	175,000 円
	村 長	(27年度支給割合)		
	副 村 長	3.00	月分	
	議 長	(27年度支給割合)		
期 末 手 当	副 議 長	3.00	月分	
	議 員			
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	退職時給料月額×在職月数×100分の45.5	17,078,880 円	任期满后時若しくは退職時
	備 考	退職時給料月額×在職月数×100分の26.5	8,013,600 円	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

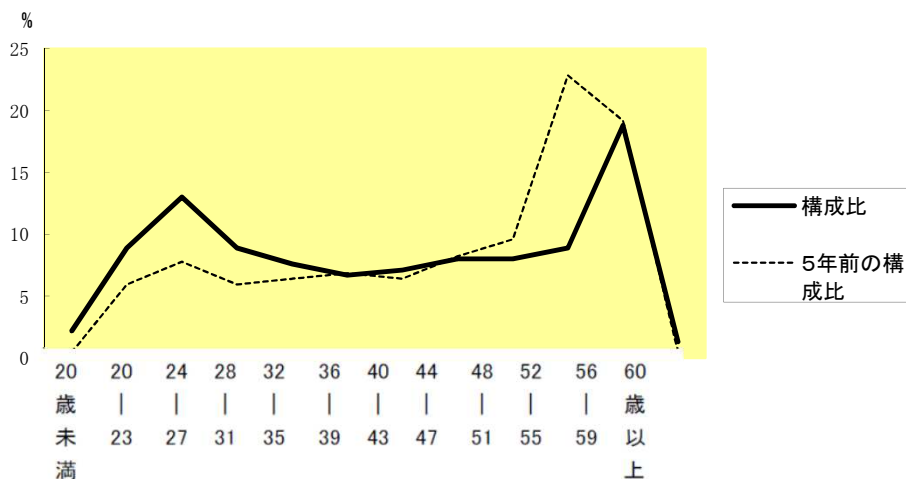
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	出先機関の新設等による増
		総 務	57	58	1	
		税 務	9	9	0	
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	10	13	3	
民 生		62	57	△ 5		
計	12	13	1	建設事業の増による増 保育士の欠員不補充等による減 会計区分間の異動等による増		
	計	167	167	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 157 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.51 人)	
	教育部門	30	30	0		
	消防部門					
	小 計	197	197	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.22 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 98.63 人)	
公営企業等	会計部門	病 院	4	4	0	会計区分間の異動による減
		水 道	4	4	0	
		下 水 道	4	4	0	
		そ の 他	15	14	△ 1	
		小 計	27	26	△ 1	
合 計		224	223	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 209.67 人	
		[335]	[335]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である(消防職員含む)。

(2)年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	20人	29人	20人	17人	15人	16人	18人	18人	20人	42人	3人	223人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	147	143	140	142	167	167	20 (11.98)
教 育	28	32	31	32	30	30	2 (6.67)
消 防							
普通会計計	175	175	171	174	197	197	22 (11.17)
公営企業等会計	45	45	44	27	27	26	▲ 19 (▲ 73.08)
総合計	220	220	215	201	224	223	3 (1.35)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	264,925	19,909	19,501	7.36	5.45

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	4	11,412	2,150	2,523	16,085	4,021

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 7,007

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	849,057	30,496	32,756	3.86	4.38

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	6	16,454	6,450	5,522	28,426	4,738

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,575

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(3) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村		36.3 歳	262,298 円	528,125 円
団 体 平 均	水道事業	44.5 歳	371,053 円	582,955 円
	下水道事業	43.1 歳	373,255 円	551,069 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注)村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。以下同じ。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	市町村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(27年度) 12,802 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 12,533 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 水道事業 1,605 千円 下水道事業 1,356 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(28年4月1日現在)

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.590 月分 49.59 月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 24,267 千円	1人当たり平均支給額 水道事業 19,607 千円 下水道事業 21,334 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,448 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	181 千円
支給実績(26年度決算)	818 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	90 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

④ その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給されます。 ・配偶者・・・13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 ・上記以外の扶養親族・・・6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算	同	—	1,167 千円	166,643 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	同	—	1,229 千円	153,600 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円	同	—	324 千円	324,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	—	608 千円	75,950 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:60,000円～28,000円	同	—	1,740 千円	580,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給されます。 1回につき3,000円～6,000円	同	—	— 千円	— 円

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。